平成２２年（フ）第９４００号
大分県国東市国東町浜3005―４、商業登記簿上の本店所在地大分県別府市大字鶴見1665番地の311
破産者　株式会社ビイ・エフ・アール
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
沖縄県豊見城市字上田524番地１
破産者　有限会社劉建設工業
1　決定年月日　平成23年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１号
福島県二本松市金色405番地の２
破産者　有限会社岡崎カメラ
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５１８号
横浜市旭区川井宿町８番地１
破産者　有限会社カーショップケイ
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６５号
石川県小松市今江町７丁目418番地
破産者　森中興業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第４０号
長野市稲里町下氷鉋1294番地１　シテーハイムマチダ201、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区南篠崎町３丁目７番１号　フローリッシュビル402号
破産者　有限会社小島鋼機
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長野県上水内郡信濃町大字野尻字矢保利1200番地45
破産者　有限会社野尻湖やすらぎの森
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
岐阜市北山３丁目13番１―405号　シャルム北山
破産者　辻　　豊
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５４７号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町２丁目272番地
破産者　清水　隆雅
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第８０７号
愛媛県西条市丹原町高松甲1362番地
破産者　株式会社スリーテック
1　決定年月日　平成23年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０９８２号
千葉県松戸市大橋154番地１
破産者　有限会社昭伸自動車販売
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０２１号
東京都台東区東上野３丁目30番１号
破産者　サンレックス株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８２５号
東京都世田谷区給田５丁目２―13―416
破産者　荒井　治男
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０１４６号
東京都八王子市谷野町1106―２、開始決定時の住所東京都三鷹市大沢２丁目21番２号
破産者　亀井　道子
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０７６号
東京都大田区西糀谷１丁目８―３―202
破産者　柴田　健二
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１７７号
東京都新宿区大京町31番地
破産者　有限会社ヴィーツアソシエィツ
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１７８号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸３丁目４―10―101
破産者　依田　　弘
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４４号
東京都港区麻布十番４丁目４番１号
破産者　株式会社ホンダ四輪販売東京
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３４５号
東京都港区元麻布２丁目11―６―301
破産者　川上　龍夫
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８７４号
埼玉県和光市南１丁目29―７―408、住民票上の住所埼玉県志木市下宗岡２丁目３―16
破産者　岩瀬　孝祿
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８７８号
東京都世田谷区粕谷４丁目20番18―201号
破産者　株式会社エスディーエス
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７００号
埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川87―２
破産者　小山　治伸
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部